

千葉市公告第488号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用を開始するにあたり、次のとおり公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和7年6月16日

千葉市長 神谷俊一

| 名称 | 位置 | 供用開始の期日 |
|----------------|----------------|---------|
| あすみが丘東4丁目黒ハギ公園 | 緑区あすみが丘東4丁目20番 | 公告日 |